

特定非営利活動法人 I R G 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 I R G という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県井原市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、井原市及びその周辺地域の住民に対して、地域スポーツ振興事業、障害者福祉・運動療育事業、共生まちづくり推進事業、観光振興イベント事業、アート・文化振興事業の啓発及び公伝事業、福祉関係事業を伴う地域特産品開発及び普及事業、障害者支援事業所の運営、人材派遣事業、並びに農業を行い、障害者を含む地域住民の心身の健康と福祉の向上、地域経済の活性化及び持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 地域スポーツ振興事業
- (2) 障害者福祉・運動療育事業

- (3) 共生まちづくり推進事業
- (4) 観光振興イベント事業
- (5) アート・文化振興事業の啓発及び公伝事業
- (6) 福祉関係事業を伴う地域特産品開発及び普及事業
- (7) 障害者支援事業所の運営
- (8) 人材派遣事業
- (9) 農業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、活動に参画する意思を持って入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人、法人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦されたもの
- (4) 活動会員 この法人の事業に賛同し、活動に対して協力する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である法人又は団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、数人を副理事長、数人を専務理事、数人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び名誉会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び名誉会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員及び名誉会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び名誉会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は、正会員及び名誉会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員及び名誉会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員及び名誉会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び名誉会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員及び名誉会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び名誉会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員及び名誉会員の総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員及び名誉会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 名誉会員の推薦

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
い。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者に
あつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は
記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事
長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び名誉会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員及び名誉会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び名誉会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び名誉会員総数の

4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ又は内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	森政芳寿
副理事長	北村博則
副理事長	鳥越紀男
副理事長	宮本隆太郎
専務理事	川合孝治
常務理事	佐能芳博
常務理事	廣井裕臣
常務理事	小山梨佐
理事	山崎佳孝
理事	黒川正夫
理事	中山英樹
理事	服部雅子
理事	藤川舞佑子
監事	楠木長武
監事	三村嘉勝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日

から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金は徴取しない。会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員年会費	5,000円
(2) 企業・団体正会員年会費	10,000円
(3) 個人賛助会員年会費	3,000円
(4) 企業・団体賛助会員年会費	10,000円
(5) 名誉会員年会費	0円
(6) 活動会員年会費	0円

(縦覧用)

役員名簿

特定非営利活動法人 I R G

No.	役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
1	理事長	モリマサ ヨシトシ 森政芳寿	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;">非公表</div>	無
2	副理事長	キタムラヒロノリ 北村博則		無
3	同	トリゴエノリオ 鳥越紀男		無
4	同	ミヤモトリウタロウ 宮本隆太郎		無
5	専務理事	カワイタカハル 川合孝治		無
6	常務理事	サノウヨシヒロ 佐能芳博		無
7	同	ヒロイヒロオミ 廣井裕臣		無
8	同	コヤマリサ 小山梨佐		無
9	理事	ヤマサキヨシタカ 山崎佳孝		無
10	同	クロカワマサオ 黒川正夫		無
11	同	ナカヤマヒデキ 中山英樹		無
12	同	ハットリマサコ 服部雅子		無
13	同	フジカワ マユコ 藤川舞佑子		無
14	監事	クスノキオサム 楠木長武		無
15	同	ミムラヨシカツ 三村嘉勝		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化が進む中で、すべての人々が安心して暮らし、共に支え合う社会の実現が強く求められています。特に、障害のある人々や子どもたち、地域で暮らす高齢者に対して、継続的かつ多角的な支援体制の構築が急務となっています。

こうした社会的課題を背景に、私たちは、岡山県井原市およびその周辺地域において、学生、児童、障害者等が安心してスポーツ活動に取り組める環境の整備を進めるとともに、運動療育や障害者スポーツの普及・推進を通じて、障害者の心身の健康と福祉の向上を図る活動を展開してまいりました。

さらに、障害者事業所間の連携・ネットワークの構築や、地域イベントの開催等を通じて、地域の人々が障害の有無を問わず共に暮らし支え合う「共生社会」の実現を目指しています。また、学校における運動部活動の地域移行の受け皿となることで、地域スポーツ環境の整備と子どもたちの健全育成にも寄与しようとしています。

加えて、地域資源や観光資源を活用したイベントの企画・運営により、地域観光の活性化を図るとともに、障害者とアーティストの協働による芸術作品の制作・販売を通じて、芸術文化の振興と障害者の新たな社会参加の機会創出にも取り組んでいます。さらに、健康に関する講座や教室の開催、地域特産品と福祉を結びつけた商品開発・販売によって、地域経済の活性化と障害者の就労支援も促進しています。

このような多岐にわたる活動を、より継続的かつ安定的に推進していくためには、社会的信頼性の高い法人格を有する組織体制の構築が必要と考え、特定非営利活動法人(NPO法人)としての設立を志すに至りました。

本法人は、障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現を目指し、今後も地域に根ざした活動を推進してまいります。

2 申請に至るまでの経過

- 昭和63年4月 井原陸上競技クラブ（小学生）活動開始
平成10年4月 井原陸上競技クラブ（中学生）活動開始
令和6年 3月 いばらを陸上で元気にする会発足
4月 運動療育教室活動開始
5月 一般社団法人IRGに名称変更
9月 井原スポーツシンポジウム開催
11月 第1回IRGいばらふれあいフェスティバル開催
令和7年 2月 第1回IRGいばら小学生駅伝大会開催
4月 スペシャルオリンピックス日本岡山陸上井原活動開始
9月 ウォーキング・セルフケアストレッチ教室活動開始
11月 第2回IRGいばらふれあいフェスティバル開催
令和8年 2月 設立総会開催

令和8年2月16日

特定非営利活動法人IRG

設立（代表）者 広島県福山市神辺町字上御領甲1961番地1

森政芳寿

令和7年度事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 I R G

1 事業実施の方針

令和7年度の事業は、小学生及び中学生の陸上クラブを継続して行う。スペシャルオリンピックス日本岡山陸上井原の活動と併せて、一般の方を対象としたウォーキング教室セルフストレッチ教室を実施する。また、障害者（児）を対象とした、運動療育やコラボアート企画を行う。イベントとしては、小学生駅伝を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込額 (千円)
地域スポーツ振興事業	井原陸上クラブ (小学生)	毎週火・木・土曜日	井原陸上競技場	10人	小学生60人 中学生30人	0
	井原陸上クラブ (中学生)	及び各大会	及び各大会会場			
	ウォーキング教室	月1	市内学校施設	5人	10人	10
	セルフストレッチ教室					
障害者福祉・運動療育事業	スペシャルオリンピックス日本岡山陸上井原	月1回	市内学校施設	7人	20人	50
	運動療育教室	年3回	笠岡学園	3人	30人	5

共 生 ま ち づ く り 推 進 事 業	第3回 I R G 小 学生 駅伝大会	2月14日	木之子談 義所公園	30人	200人	230
観 光 振 興 イ ベ ン ト 事 業	予定なし					
ア ー ト ・ 文 化 振 興 事 業 の 啓 発 及 び 公 伝 事 業	お結びさんコラ ボアート教室	3月	すてっぷ	5人	15人	5
福 祉 関 係 事 業 を 伴 う 地 域 特 産 品 開 発 及 び 普 及 事 業	予定なし					
障 害 者 支 援 事 業 所 の 運 営	予定なし					
人 材 派 遣 事 業	予定なし					
農 業	予定なし					

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 I R G

1 事業実施の方針

令和8年度の事業は、小学生及び中学生の陸上クラブを継続して行い、一般の方を対象としたウォーキング教室セルフストレッチ教室を広め、スペシャルオリンピックス日本岡山陸上井原の活動を活発にする。また、障害者（児）を対象とした、運動療育やコラボアート企画は、昨年を引き続き、同様に実施していく。イベントとしては、ふれあいフェスティバルと小学生駅伝を昨年度より参加人数を増やし、イベント規模を拡大していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
地域スポーツ振興事業	井原陸上クラブ (小学生)	毎週火・木・土曜日	井原陸上競技場	10人	小学生60人 中学生30人	0
	井原陸上クラブ (中学生)	及び各大会	及び各大会会場			
	ウォーキング教室	月1回	市内学校施設	5人	10人	140
	セルフストレッチ教室					
障害者福祉・運動療育事業	スペシャルオリンピックス日本岡山陸上井原	月1回	市内学校施設	7人	20人	140
	運動療育教室	年3回	笠岡学園	3人	30人	100

共生まちづくり推進事業	第3回 I R G いばらふれあいフェスティバル	11月	井原陸上競技場	50人	400人	945
	第3回 I R G 小学生駅伝大会	2月	木之子談義所公園	30人	300人	500
観光振興イベント事業	予定なし					
アート・文化振興事業の啓発及び公伝事業	お結びさんコラボアート教室	年数回	障害者施設、公民館	5人	15人	25
福祉関係事業を伴う地域発及普及	予定なし					
障害者支援事業所の運営	予定なし					
人材派遣事業	予定なし					
農業	予定なし					

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人設立の日から令和8年3月31まで

特定非営利活動法人IRG
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	100,000		
合計		300,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
合計		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
合計		0	
4. 事業収益			
合計		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
合計		0	
経常収益計			300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
謝金	30,000		
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	5,000		
施設等評価費用	5,000		
事務用品	20,000		
消耗品	30,000		
通信費	30,000		
広告宣伝費費 (ポスター・チラシ・)	60,000		
交際費 (謝礼金)	50,000		
雑費	50,000		
その他経費計	270,000		
事業費計		300,000	
2. 管理費			
管理費計	0	0	
経常費用計			300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

令和年8度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日

特定非営利活動法人IRG
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	300,000		
合計		500,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000		
合計		1,500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
合計		0	
4. 事業収益			
合計		0	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	50,000		
合計		50,100	
経常収益計			2,050,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
謝金	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
会議費	300,000		
旅費交通費	100,000		
施設等評価費用	50,000		
事務用品	100,000		
消耗品	200,000		
通信費	100,000		
広告宣伝費 (ポスター・チラシ・)	400,000		
交際費 (謝礼金)	200,000		
雑費	200,000		
その他経費計	1,650,000		
事業費計		1,850,000	
2. 管理費			
管理費計	0	0	
経常費用計			1,850,000
当期経常増減額			200,100
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			200,100
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			200,100